

小児慢性特定疾病医療受給者証の有効期限延長と 新しい受給者証の送付について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、医療意見書の取得のみを目的とした受診を回避するため、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに有効期間が満了する方の受給者証の有効期限を1年延長することとなりましたので、お知らせいたします。

このことに伴い、上記の対象となる方が現在お持ちの受給者証は、有効期間満了後も1年間使用できることとなるため、更新手続きが不要となります（更新手続きの際にご提出いただいていた医療意見書の取得も不要となります。）。

なお、後日、現在お持ちの受給者証の有効期間を更新した受給者証を送付いたしますので、更新後の受給者証が届きましたら、新しい受給者証をご使用ください。

【有効期間延長の例】

(1) 令和2年5月31日に有効期間が満了する方

→ 有効期間が令和3年5月31日まで延長されます。

※ 有効期間延長の期間中（令和3年5月31日まで）に20歳の誕生日を迎える方についても、令和3年5月31日まで有効期間が延長されます。

(2) 令和2年5月20日に20歳の誕生日を迎え、有効期間が令和2年5月19日に満了する方

→ 有効期間が令和3年5月19日（21歳の誕生日前日）まで延長されます。

《新しい受給者証の自己負担上限額について》

新しい受給者証の自己負担上限額は、現在お持ちの受給者証と同額で認定しています。所得状況の変化等により、自己負担上限額の再認定が必要となる方につきましては、変更申請が必要となります。

詳細は、区役所健康・子ども課（保健センター）にお問い合わせください（申請書に添えて、所得証明など所得状況が確認できる書類などが必要です。）。

【小児慢性特定疾病に係る自己負担上限月額】

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限月額 (患者負担割合：2割、外来＋入院)		
			原則		
			一般	重症 (※)	人工呼吸器等 装着者
I	生活保護		0		0
II	市町村民税 非課税（世帯）	低所得Ⅰ (～80万円)	1,250		500
III		低所得Ⅱ (80万円超～)	2,500		
IV	一般所得Ⅰ (市町村民税課税以上7.1万円未満)		5,000	2,500	
V	一般所得Ⅱ (市町村民税7.1万円以上25.1万円未満)		10,000	5,000	
VI	上位所得 (市町村民税25.1万円以上)		15,000	10,000	
入院時の食費			1/2自己負担		

※重症：以下のいずれかに該当する方

- ①高額治療継続者（医療費総額が5万円/月（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月）を超えた月が年間6回以上ある場合）
- ②療養負担加重患者（重症患者、人工呼吸器等装着者）

※市町村民税は、旧税率（6%）で計算した所得割額の金額となります。

【裏面もご覧ください】

＜長期に高額な医療費がかかる場合等について＞

認定を受けている小児慢性特定疾病に係る医療費総額（医療保険や小児慢性特定疾病医療費助成を受ける前の金額）が5万円を超える月が年間6回以上ある場合には重症患者認定を受けることができます。

申請方法については区役所健康・子ども課（保健センター）にお問い合わせください（重症患者認定申請書に添えて、自己負担上限額管理票や領収書が必要です）。

また、病状の変化等により重症患者認定基準を満たす場合や、人工呼吸器等を使用しており基準を満たす場合も、申請により自己負担上限額が軽減されますので、お問い合わせください（医師の記載する書類（医療意見書や人工呼吸器等装着者証明書）が必要です）。

＜寡婦（夫）控除のみなし適用について＞

ひとり親世帯の方で、婚姻歴がなく税法上の「寡婦（夫）控除」が適用されていない方については、要件に該当する場合、「寡婦（夫）控除」を受けているものとみなし、自己負担上限額を軽減できる場合があります。申請方法等の詳細は、区役所健康・子ども課（保健センター）にお問い合わせください（戸籍謄本等の証明書類が必要です）。

その他の変更等の手続について

次のような場合は、区役所健康・子ども課（保健センター）まで、あらかじめ手続の方法をお問い合わせのうえ、手続きをしてください。

内 容	必 要 な も の
住所が変わったとき （区内転居・区間転居）	受給者証、変更後の住所が確認できるもの ※区間転居の場合⇒新旧どちらの区でも手続き可能
氏名が変わったとき	変更後の氏名が確認できるもの
個人番号が変わったとき	受給者証、個人番号確認書類
加入している健康保険の種類に変更があったとき	受給者証、新しい健康保険証
札幌市外に転出されるとき ご本人が死亡されたとき	受給者証（返納）
受給者証を紛失・破損したとき	破損の場合はその受給者証

※ 受診者本人が異なる疾病で指定難病の受給者証をお持ちの場合、又は受診者と同じ医療保険上の世帯の方で、小児慢性特定疾病医療受給者証や指定難病の受給者証をお持ちの方がいる場合、自己負担上限額が按分されますのでお問い合わせください。

申請先・問い合わせ先 <各区保健センター 健やか推進係>

区	住 所	電 話	区	住 所	電 話
中央	中央区南3条西11丁目	511-7223	豊平	豊平区平岸6条10丁目	822-2472
北	北区北25条西6丁目	757-1181	清田	清田区平岡1条1丁目	889-2049
東	東区北10条東7丁目	711-3211	南	南区真駒内幸町1丁目	581-5211
白石	白石区南郷通1丁目南8	862-1881	西	西区琴似2条7丁目	621-4241
厚別	厚別区厚別中央1条5丁目	895-1881	手稲	手稲区前田1条11丁目	681-1211